

# 車 輛 規 定

競技車輛は、軽自動車で排気量660cc以下の車両とする。

二輪（前輪）駆動であること。

エンジンは、キャブレター仕様及びEFI（電子燃料制御・インジェクション）仕様であること。

\*エンジンについて、過給器付は認めない。

\*車体について、ハコバン（1BOX型、1.5BOX型ワゴン）・キャブトラック・オープントップ仕様・キャンバストップ仕様・デタッチャブルトップ仕様の車体使用は認めない。

## 1 ロールバー

\*ロールバーはメインフープが車室の中央にしっかりと固定されていること。

### 1-1 ロールバーの寸法

\*ロールバーの寸法は、直径38mm以上、肉厚1.8mm以上。

\*肉厚確認用のホール（3mm）をメインフープに空けておく。

その周囲を黄色にペイントすること。

### 1-2 ロールバーの取付け

\*安全性を考慮して、当板をあてがうのが望ましい。

\*ボルトは1ヶ所につき2本以上で太さ8mm以上のものを使用。

\*ルーフおよびサイドより、30mm以上離れてはいけない。

### 1-3 ロールバーの形式

\*6点式取付け以上の形式であること。

### 1-4 ロールバーの材質

\*鋼管、またはそれと同等以上の強度を有するもの。（アルミも可）

## 2 安全ベルト

\*ワンタッチ式フルハーネスタイプとして、JIS規格の4点式以上でアイボルトへ直接取り付けること。

## 3 ブレーキ

\*ブレーキはノーマル。ただし、パッド・シューの材質を変えてもよい。

## 4 燃料タンク

\*燃料タンクはノーマル。フューエルリッド（燃料注入口のふた）および、キーを取り外してはならない。

## 5 座席

\*後部の座席ならびに助手席は取り外すこと。

\*ドライバーズシートはポジション改善の為に変更してもよい、但し、しっかりと取り付けること。

## 6 ライト

\*昼レースの場合、飛散防止をすること。（ビニールテープで米印以上）

### 6-1 ワット数の変更は自由。

### 6-2 補助灯

\*補助灯は2個までで、ボンネットより下。

\*車体長をあまり超えないように、しっかりと取り付けること。

## 7 フロアマット

\*フロアマットは取り外すこと。

## 8 内張り

\*天井の内張りは取り外さなければならない。 其他は取り外し不可。

## 9 タイヤ

\*軽自動車オフロード倶楽部（KCOC）指定の物を使用のこと。

## 10 ウインドシールド

\*ウインドウシールドはフロントガラス以外はアクリルでも可。但し、3mm以上の板を使用。

## 11 排気管

\*排気管はノーマル。触媒は取り外してもよい。

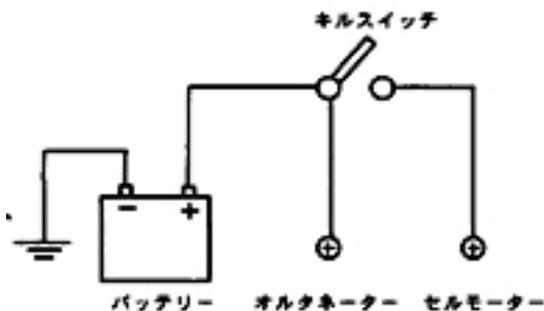
## 12 スイッチ

\*イグニッションスイッチの位置が確認できるように黄色で明示（ペイント）すること。

また、運転席および車外から操作できる全ての回路を遮断できるメインスイッチ（キルスイッチ100アンペア以上）を装着すること。

その場所は外部から容易に発見できる位置とし、スパークを青色の三角形で囲んだ記号で表示すること。

\*メインスイッチの車外操作部は、フロントシールドより前面で、かつステアリングの逆位置に取り付けること。



## 13 消火装置

\*消火器は1. 5kg以上で、ドライバーの手の届くところに取り付ける。

\*消火器の取り付けは、金具を用いてボディにしっかり取り付けること。

ガムテープ・ゴム・針金などでの取り付けは禁止。

## 14 駐車ブレーキ

\*駐車ブレーキ装置は、左右同時に、かつ確実に作動すること。

## 15 配管および配線

\*すべての配管・配線は、十分安全性を考えて取り付けること。

\*バッテリーの移動は不可

## 16 エンジン・ミッション

\*エンジンおよび補機類は、次の各項を除き変更してはならない。

エンジン、ミッションの載せ換えは~~あくまで製造モデルと同一のものとし、それ以外は認められない。~~  
同一メーカーのものに限る。但し、内燃機構造の変更は認めない。

オートマチック車のマニュアルミッションへの交換（換装）は可能とする。

- 16-1 エアクリーナーの取り外し自由。
- 16-2 サーモスタット自由。
- 16-3 配管および配線自由。
- 16-4 キャブレターはノーマル。変更は不可。（ジェットは自由）
- 16-5 点火系は自由。

## 17 シャーシ

\*シャーシは次の各項を除き変更してはならない。

- 17-1 スプリング
  - \*自由。但し、主要な形式は変更してはならない。
- 17-2 ショックアブソーバー
  - \*自由。但し、数および取り付け位置を変更してはならない。
- 17-3 ストラットタワーバー
  - \*自由。
- 17-4 ステアリング
  - \*自由。但し、十分強度のあるもの。
- 17-5 ホイールおよびリム
  - \*同一形式内であれば、自由。
- 17-6 ペダル類
  - \*安全操作性を向上させる目的で、ペダルを交換してもよい。

## 18 車体

過給器付車輛・4WD仕様車輛・特別仕様外装車輛の、車体のみの使用を認める。

~~但し、足回りの形式・様式は、同一型式の2輪駆動車輛と同じにすること。~~

但し、ボディ形状の加工・変更は認めない。

\*車体は、次の各項を除き変更してはならない。

- 18-1 ボディ（車体）および足回りはノーマルとする。  
但し、ショックアブソーバー・スプリングは自由。
- 18-2 モール類自由。フロントグリルは外してはならない。  
但し、補助灯を取り付けるための最小限の加工は許される。
- 18-3 フェンダーミラーまたはドアミラーは取り外してはならない。
- 18-4 スпойラー・エアロパーツについては、メーカーオプション（同一型式）までは変更してもよいが、  
車輛検査時に証明書類を検査員に提出しなければならない。
- 18-5 オーバーフェンダー禁止。
- 18-6 アンダーガード、室内照明、ラジオ、ヒーターは自由。
- 18-7 ダッシュボード（インストルメントパネル）は取り外してはならない。
- 18-8 バッテリー端子をテーピングすること。
- 18-9 ウォーターラジエーターは自由。但し、取り付け位置の変更は認めない。
- 18-10 マッドガード（泥除け）は、4輪に取り付けなければならない。  
巾20cm以上で、地上より10cm以上離れてはならない。  
取り付け方法は、後方からタイヤが隠れるように取り付ける。  
ただし、ボディ横より2cm以上はみ出してはならない。
- 18-11 屋根の上に付ける赤色灯は禁止。
- 18-12 ボディ補修をする場合は、溶接および当て板ですること。

18-13 著しく破損のひどい車輛は走行出来ない。

18-14 <規定削除 ※2015年度改定>

18-15 ボンネットピンの使用を禁止する。

同じく、リヤゲートをスプリングやゴムバンドで留めることも禁止する。

リヤゲートのダンパーを外してはならない。(ダンパーのGAS抜きは認める)

## 19 ゼッケン

\*左右フロントドアおよびルーフ(屋根)は40cm×40cmの正方形を白く塗り、その中に4cm以上の太さの黒字で番号を明示する。

後部ゼッケンは20cm×20cmの正方形を白く塗り、その中に2cm以上の太さの黒字で番号を明示する。(カッティングシートでも可)

ルーフ(屋根)のゼッケンは、右側から読み取れるようにする。(図-2 参照)

各ゼッケンはガラス以外に明示する。

\*ゼッケンは、常に外より認識出来るよう、車体右側ゼッケンには泥除けを設置する。

幅は5cm以内。材質は柔軟なものを使用し、金属を使用してはならない。

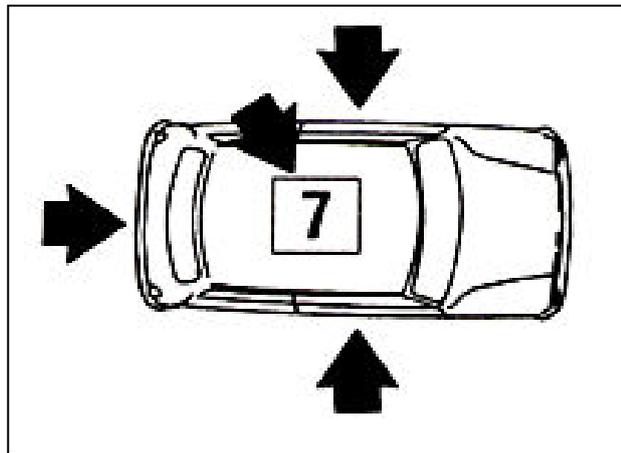
(車体との取り付け部品に関しては、金属の使用を認める。)

雨天時の競技に備えて、両サイドのゼッケンに装着するのが望ましい。

\*番号の表記は、読み取りやすい数字とする。(ゴシック体 推奨)

\*読み取れない数字は、周回がカウントされない場合がある。

(図-2)



19-1 夜間走行の場合、両側面のゼッケンが読み取れるように、ナンバー灯を取り付けること。

## 20 装備品

\*三角提示板を1組、車室内のドライバーの手の届く所に固定しておくこと。

\*ガラス破損時に使用の為にビニール袋(縦80cm×横60cm以上)を搭載のこと。

車室に消火器とともに固定する。

\*懐中電灯を室内に固定しておくこと。(昼間はいらぬ)

## 21 車輛の運搬

\*競技車輛の運搬は、積載車で運ぶこと。けん引、自走は禁止。

## 22 前項までに明記されていないことは、してはならない。